特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第３項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第５項で準用する第10条第２項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年７月19日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　申請のあった年月日

平成 25 年７月５日

２　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子育て支援ひろばキッズスタディオン

３　代表者の氏名

姫川　尚美

４　主たる事務所の所在地

上越市加賀町３番３号

５　定款に記載された目的

この法人は子育てにかかわるものに対して、子育ての実践活動と情報提供に関する事業を行い、地域市民に寄与することを目的とする。

６　定款に記載された特定非営利活動の種類

(1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動

(2) 社会教育の推進を図る活動

(3) 子どもの健全育成を図る活動

(4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言又は援助の活動

７　定款の変更内容

変　　更　　後	変　　更　　前
（種別） 第６条　（略） (1)　（略） (2)　（略） (3)　（略）	（種別） 第６条　（略） １．　（略） ２．　（略） ３．　（略）
（入会金及び会費） 第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。	（入会金及び会費） 第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び、会費を納入しなければならない。
（会員の資格の喪失） 第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときはその資格を喪失する。 (1)　（略） (2)　（略） (3) 継続して１年以上会費を滞納したとき。 (4) 除名されたとき。	（会員の資格の喪失） 第９条　会員が次の各号の一つに該当するに至ったときはその資格を喪失する。 １．　（略） ２．　（略） ３．　継続して１年以上会費を滞納したとき
（退会） 第10条　会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。	（退会） 第10条　会員は理事長に別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。
（除名） 第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったと	（除名） 第11条　会員が次の各号の一つに該当するに至った

きは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。 (1) 法令またはこの法人の定款等に違反したとき。 (2)　（略）	ときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。 (1) この定款に違反したとき (2)　（略）
（職務） 第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。 ２、３　（略） ４　監事は、次に掲げる職務を行う。 (1)、(2)　（略） (3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。 (4)、(5)　（略）	（職務） 第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 ２、３　（略） ４　監事は、次に掲げる業務を行う。 (1)、(2)　（略） (3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に著しく違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。 (4)、(5)　（略）
（任期等） 第16条　（略） ２　補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。 ３　（略）	（任期等） 第16条　（略） ２　補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残任期間とする。 ３　（略）
（欠員補充） 第17条　理事または監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。	（欠員補充） 第17条　理事または監事のうち、その定数の３分の１を越えるものがが欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。
（報酬等） 第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。 ２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。 ３　（略）	（報酬等） 第19条　役員はその総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。 ２　役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。 ３　（略）
（権能） 第23条　（略） (1)～(3)　（略） (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更 (5) 事業報告及び活動決算 (6) 役員の選任または解任、職務及び報酬 (7)　（略） (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (9)、(10)　（略）	（権能） 第23条　（略） (1)～(3)　（略） (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更 (5) 事業報告及び収支決算 (6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬 (7)　（略） (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (9)、(10)　（略）

（開催） 第24条　（略） ２　（略） (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。 (2) 運営会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。 (3) 第15条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。	（開催） 第24条　（略） ２　（略） (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。 (2) 運営会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。 (3) 第15条第４項第４号の規定により、監事から召集があったとき。
（招集） 第25条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き理事長が招集する。 ２　、３　（略）	（召集） 第25条　総会は、前条第２項３号の場合を除き理事長が召集する。 ２　、３　（略）
（議長） 第26条　総会の議長は、その総会において、出席した運営会員の中から選出する。	（議長） 第26条　総会の議長は、その総会において、出席した運営会員の中から選任する。
（議決） 第28条　総会における議決事項は第25条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 ２　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ３　理事または運営会員が総会の目的である事項について提案した場合において、運営会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。	（議決） 第28条　総会における決議事項は第25条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 ２　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。
（表決権等） 第29条　（略） ２　やむを得ない理由のため総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。 ３　前項の規定により表決した運営会員は前２条、次条第１項第２号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。 ４　総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることができない。	（表決権等） 第29条　（略） ２　やむを得ない理由のため会議に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。 ３　前項の規定により表決した運営会員は前２条及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。
（議事録） 第30条　（略） (1) （略） (2) 運営会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること） (3) （略）	（議事録） 第30条　（略） (1) （略） (2) 運営会員総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること） (3) （略）

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) (略) 2 (略) 3 前２項の規定に関わらず、運営会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 総会の議決があったものとみなされた事項の内容 (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称 (3) 総会の議決があったものとみなされた日 (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名	(4) 議事経過の概要及び議決の結果 (5) (略) 2 (略)
(開催) 第33条 (略) (1) (略) (2) 理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。 (3) 第15条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。	(開催) 第33条 (略) (1) (略) (2) 理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。 (3) 第15条第４項第５号の規定により、監事から召集の請求があったとき。
(招集) 第34条 (略) 2 理事長は前条第２号及び第３号の規定により、招集の請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも３日前までに通知しなければならない。	(召集) 第34条 (略) 2 理事長は前条第２号および第３号の規定により、監事から召集の請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも３日前までに通知しなければならない。
(議決) 第36条 (略) 2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	(議決) 第36条 (略) 2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。
(表決権等) 第37条 (略) 2 (略) 3 前項の規定により表決した理事は、前条第２項及び次条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。	(表決権等) 第37条 (略) 2 (略) 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
(資産の構成) 第39条 (略) (1)、(2) (略) (3) 財産から生じる収益 (4) 事業に伴う収益 (5) その他の収益	(資産の構成) 第39条 (略) (1)、(2) (略) (3) 財産から生ずる収入 (4) 事業に伴う収入 (5) その他の収入
(事業計画及び予算)	(事業計画及び予算)

第42条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。	第42条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
（暫定予算） 第43条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。 ２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。	（暫定予算） 第43条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。 ２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
（予備費の設定及び使用） 第44条　予算超過または予算外の費用に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。 ２　（略）	（予備費の設定及び使用） 第44条　予算超過または予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。 ２　（略）
（予算の追加及び更正） 第45条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。	（予算の追加及び更正） 第45条　予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。
（事業報告及び決算） 第46条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 ２　（略）	（事業報告及び決算） 第46条　この法人の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 ２　（略）
（事業年度） 第47条　この法人の事業年度は毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。	（事業年度） 第47条　この法人の事業年度は毎年４月１日にはじまり翌年３月31日に終わる。
（臨機の措置） 第48条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。	（臨機の措置） 第48条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。
（定款の変更） 第49条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。 (1) 目的 (2) 名称 (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類 (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地	（定款の変更） 第49条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

（所轄庁の変更を伴うものに限る） (5) 社員資格の得喪に関する事項 (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く） (7) 会議に関する事項 (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項 (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る） (10) 定款の変更に関する事項	
（解散） 第50条　（略） (1) ～(4)　（略） (5) 破産手続開始の決定 (6) 所轄庁による設立の認証の取消し ２、３　（略）	（解散） 第50条　（略） (1) ～(4)　（略） (5) 破産 (6) 所轄庁による認証の取り消し ２、３　（略）
（残余財産の帰属） 第51条　この法人が解散（合併または破産手続開始決定による解散を除く）したときに残存する財産は、総会で決した類似目的の公益法人または特定非営利活動法人に寄付することとする。	（残余財産の帰属） 第51条　この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会で決した類似目的の公益法人もしくは特定非営利活動法人に寄付することとなる。
（公告の方法） 第52条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。	（広告の方法） 第52条　この法人の広告はこの法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。